

# 社会福祉法人聖恵会

## 育児休業取得に関する一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立することができ、すべての職員がその能力を発揮できるようにする。

1. 計画期間： 令和 8年 4月 1日 ～ 令和 10年 3月 31日

### 2. 内容

目標1：計画期間内に育児休業の取得率を男性50%、女性80%以上とする。

#### 対策

- 令和 8年 4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討をし、実施する。

目標2：職員の時間外勤務を各月平均1時間未満とする。

#### 対策

- 令和 8年 4月～ 業務の棚卸、整理を行い、業務量の見直しをする。  
ICTを導入し効率化、省力化で生産性向上の取り組みを行う。

# 社会福祉法人聖恵会

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間： 令和 8年 4月 1日 ~ 令和 10年 3月 31日

### 2. 当社の課題

課題1： 男女の平均継続勤務年数をみると、男性より女性の平均継続勤務年数が3年短い

### 3. 目標

- ・ 男女ともに平均勤続年数を13年以上とする

### 4. 取組内容と実施時期

取組1： 有給休暇取得を推進する取組を実施する

- 令和 8年 4月～ 準備：過去2年間の有給休暇取得の実態把握をする。
- 令和 8年 10月～ 実施：有給休暇取得しやすい職場風土づくりに向けて意識啓発をする。
- 令和 9年 3月～ 結果分析：取得状況を確認し現状把握を行う。
- 令和 9年 4月～ 実施：役職者の積極的な有給休暇取得を実施する。
- 令和 9年 10月～ 結果分析：取得状況を確認し現状把握を行う。
- 令和 10年 3月～ 改善：年間の平均有給休暇取得率が80%になっている。結果、働きやすい職場環境となり、離職者が減少し、平均勤続年数が向上する。